

# 重要事項説明書

## 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供する事により、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的なサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

利用者の意思を尊重し、提供される居宅サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に事業を行います。(※別紙参照)

## 2. 事業所の概要

事業所の概要	美幸苑指定居宅介護支援事業所
所在地	秋田県山本郡三種町鶴川字西本田82番地 1
事業者番号	秋田県 0572200640
管理者・連絡先	大村 奈津子 電話番号 0185-72-1232 0185-72-1231 (土曜日、日曜日、祝祭日、営業時間外) ※24時間連絡体制をとっています。 F A X 番号 0185-72-1234
サービス地域及び営業地域	三種町・能代市・男鹿市 (旧若美野石地区) 午前8時30分～午後5時30分 (月曜日～金曜日) (注) 年末年始 (12/29～1/3) は「休祭日」の扱いになります。

## 3. 事業所の職員体制等

職種	職務内容	人員数
管理者 (主任介護支援専門員)	事業所の運営及び業務全般の管理業務	常勤 1名 ※介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に関わる業務	常勤 3名 ※うち1名管理者を兼務

## 4. 職務内容

### (1) 指定居宅介護支援の提供

- ① 居宅サービス計画の作成・変更
- ② 居宅サービス事業者、医療関係機関との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の把握・評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に関する協力・援助
- ⑦ 介護保険に関する相談

## 5. サービス利用料及び利用者負担金

(1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

※基本単位数…要介護1・2=1,086単位 要介護3・4・5=1,411単位  
 ※加算…各々について、要件を満たした場合に算定されます。

加算名		単位数	算定要件等
初回加算		300単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態が2区分以上変更された場合
入院時連携加算（Ⅰ）		250単位	利用者が入院した日の内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時連携加算（Ⅱ）		200単位	利用者が入院してから3日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院退所加算 カンファレンス参加無	連携1回	450単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	連携1回	600単位	
退院退所加算 カンファレンス参加有	連携2回	600単位	
	連携2回	750単位	
	連携3回	900単位	
緊急時居宅 カンファレンス加算		200単位	
ターミナル ケアマネジメント加算		400単位	ターミナル期に通常より頻回な訪問にて、状態変化や心身の状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置づけたサービス事業者に提供した場合
通院時情報連携加算		50単位	医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
特定事業所加算（Ⅰ）		519単位	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施している等、等事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合
特定事業所加算（Ⅱ）		421単位	
特定事業所加算（Ⅲ）		323単位	
特定事業所加算（A）		114単位	

## 6. 主治医及び医療機関等との連携

利用者の主治医又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。受診時や、入院時等には担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関にお伝えください。（お渡しした名刺をご提示ください。）

## 7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 9. 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の観点から、虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備、虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	管理者	大村 奈津子
-------------	-----	--------

## 1 0. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を確保する為に業務継続計画を作成し、居宅介護支援における柔軟な対応をします。

### 1 1. 感染症及びまん延の防止の為の措置

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底として、必要な体制の整備を行うとともに、研修及び訓練（シュミレーション）を定期的実施します。

### 1 2. ハラスメント対策

職場におけるハラスメントの防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

### 1 3. 相談窓口・苦情対応

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

当事業所お客様相談コーナー	電話番号	0185-72-1232
	F A X 番号	0185-72-1234
	相談員	大村 奈津子
	対応時間	午前8時30分～午後5時30分（月～金）
	第三者委員	清水 愛子（電話番号 0185-85-4066） 宮田 世紀子（電話番号 0185-85-3711）

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

市町村介護保険相談窓口 （三種町役場）	所在地	山本郡三種町鶴川字岩谷子 8
	電話番号	0185-85-2111（代表）
	F A X 番号	0185-85-2178
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分（月～金）
市町村介護保険相談窓口 （能代市役所）	所在地	能代市上町1番3号
	電話番号	0185-89-2157
	F A X 番号	0185-89-1791
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分（月～金）
市町村介護保険相談窓口 （男鹿市）	所在地	男鹿市船川港字船川字泉台66-1
	電話番号	0185-23-2111（代表）
	F A X 番号	0185-23-2424
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分（月～金）
秋田県国民健康保険団体 連合会介護保険相談窓口	所在地	秋田市山王4丁目 2-3 秋田市町村館内
	電話番号	018-883-1550（専用）
	F A X 番号	018-883-1551
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分（月～金）

### 1 4. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人八竜山本ふくし会
代表者名	理事長 金子 喜一郎
所在地	山本郡三種町鶴川字西本田82番地 1
	電話番号 0185-72-1231



※別紙

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りである。

対象期間    前期（3月1日から8月末日）    後期（9月1日から2月末日）

① 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用の割合

- ・訪問介護                    13%
- ・通所介護                    45%
- ・福祉用具貸与              35%

② 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

<訪問介護>

美幸苑ヘルパーステーション	66%
訪問介護ステーションおだやか	12%
訪問介護 心愛の郷	12%

<通所介護>

美幸苑デイサービスセンター	70%
ほほえみデイサービスセンター	15%
三種社協山本デイサービス	4%

<福祉用具>

株式会社かんきょう能代支店	31%
株式会社ジェー・シー・アイ	22%
福祉用具センター虹の街能代	20%